5　日常生活の支援

在宅支援

●補装具費支給制度

内　容　障がい者等の身体機能を補う補装具の購入や修理・借受けの費用を支給します。給付を受けようとする場合、事前に申請が必要です。用品購入後の申請は受付できません。補装具にはそれぞれ耐用年数が定められています。

【申請に必要なもの】
① 支給申請書　窓
② 身体障害者手帳、又は特定疾患医療受給者証や医師の意見書等難病患者であることを証明するもの。
③ マイナンバーが確認できるもの（障がい者本人の場合は本人、障がい児の場合は保護者と対象児童）
④ 印鑑（自署の場合は不要）
※ 補装具の種類によっては、意見書の提出や、岡山県身体障害者更生相談所や巡回更生相談で判定を受けなければいけないもの

対象者　身体障害者手帳をお持ちの方又は障害福祉サービス等の対象となる難病等対象者。

本人負担　１割負担（自己負担上限額は 37,200 円）です。ただし生活保護世帯、低所得世帯は無料です。基準を超過した場合は自己負担となります。

障がい種別	補装具の種類
肢体不自由	義足、義手、下肢装具、靴型装具、体幹装具、上肢装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置
障がい児のみ対象	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）
重度両上下肢及び音声・言語障がい	重度障害者用意思伝達装置

問合せ　福祉課　TEL 0867-42-1581　FAX 0867-42-1369 又は各振興局

●難聴児補聴器購入等助成事業

内　容　身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴のある 18 歳未満の方を対象に、新たに補聴器を購入する経費又は耐用年数経過後に補聴器を更新する経費の一部を助成します。給付を受けようとする場合、事前に申請が必要です。用品購入後の申請は受付できません。

【申請に必要なもの】
① 交付申請書　窓
② 意見書　窓
③ 見積書（意見書に基づき財団法人テクノエイド協会認定の認定補聴器専門店が作成したもの）
④印鑑（自署の場合は不要）

対象者　市内に住所を有する方で、両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上の身体障害者手帳の交付の対象とならない 18 歳未満の難聴のある方。令和７年４月１日から所得制限は撤廃されました。

問合せ　福祉課　TEL 0867-42-1581　FAX 0867-42-1369 又は各振興局

●日常生活用具の給付

内　容　日常生活上の便宜を図るため、在宅生活している障がい者等に用具を給付します。給付を受けようとする場合、事前に申請が必要です。用品購入後の申請は受付できません。

【申請に必要なもの】
① 給付申請書　窓
② 障害者手帳
　難病患者等の方は医師の診断書
③ 印鑑（自署の場合は不要）
※ 用具によっては医師の意見書が必要ですのでご相談ください。

対象者　障害者手帳をお持ちの方及び難病患者等の方
（用具によって対象者が異なります）

※障がい者又はその配偶者のうち、いずれかが市町村税所得割の額が 46 万円以上の場合は、給付対象外となります。（令和７年４月１日から障がい児の所得制限は撤廃されました。）

費用の一部負担　１割負担（生活保護受給世帯・低所得世帯は無料）
ただし、負担が大きくならないように世帯の所得区分に応じて負担上限月額を設けています。
- 所得区分を判断する際の世帯の範囲は、対象者が障がい者である場合にあっては障がい者本人及びその配偶者、対象者が障がい児である場合にあっては保護者の属する住民基本台帳上の世帯全員の方となります。
- 各用具の基準額を超えた部分については、全額本人負担になります。

問合せ　福祉課　TEL 0867-42-1581　FAX 0867-42-1369 又は振興局
・療育手帳Ａ…重度　Ⓐ…最重度
（注１）難病の方は難病の欄に●印のある用具が対象となります。
（注２）介護保険が適用される方は、○印の用具については介護保険の制度が優先されます。

種別	種目		対象年齢	対象者		限度額（円）	難病者（注1）	介護優先（注2）
介護・訓練支援用具	特殊寝台	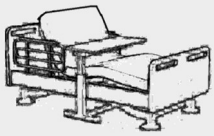	18 歳以上	下肢又は体幹２級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	●	○
	特殊マット		3 歳以上	下肢又は体幹１級（常時介護を要する方のみ）	床擦れの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	●	○
	特殊尿器	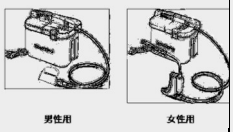	小学生以上	下肢又は体幹１級（常時介護を要する方のみ）	尿が自動的に吸引されるものであって、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	●	○

種別	種目		対象年齢	対象者		限度額（円）	難病者（注1）	介護優先（注2）
	入浴担架	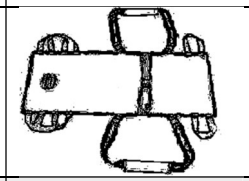	3 歳以上	下肢又は体幹２級以上	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400		
	体位変換器	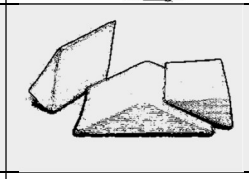	小学生以上	下肢又は体幹２級以上	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	●	○
	移動用リフト	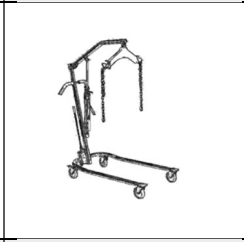	3 歳以上	下肢又は体幹２級以上	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	159,000	●	○
	訓練いす	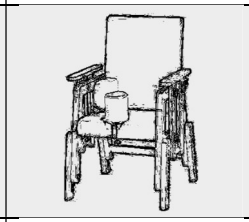	3歳以上18歳未満	下肢又は体幹２級以上	原則として附属のテーブルを付けれるもの	33,100		
	訓練用ベッド	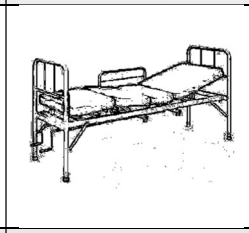	小学生以上18 歳未満	下肢又は体幹２級以上	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,000	●	
自立生活支援用具	入浴補助用具	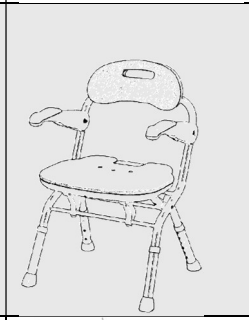	3 歳以上	下肢又は体幹（入浴に介助を要する方）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く	90,000	●	○
	便器	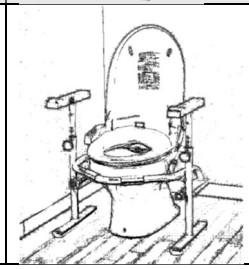	小学生以上	下肢又は体幹２級以上	対象者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く	4,450	●	○

種別	種目		対象年齢	対象者		限度額（円）	難病者（注1）	介護優先（注2）
	頭部保護帽	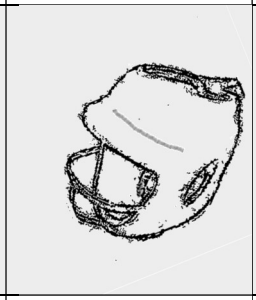	制限なし	下肢又は平衡もしくは体幹 療育手帳Ａ 精神障害者手帳	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	12,160		
	防音保護具	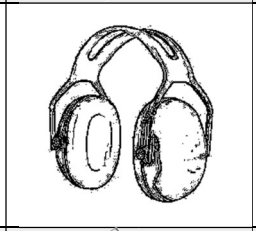	制限なし	知的障がい、発達障がいを有し、意見書により認められた場合	不適応行動の原因となる刺激音を取り除く、又は軽減することができるもの	15,000		
	Ｔ字状・棒状のつえ	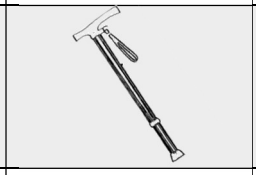	小学生以上	下肢又は平衡もしくは体幹	対象者が容易に使用し得るもの。ただし、折りたたみ式を除く	木材製: 2,200 軽金属製: 3,000		○
	白杖石突部品（パームチップ）	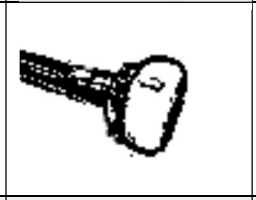	制限なし	視覚障がい者	白杖を利用する際の、段差の解消、躓きの防止のためにと取り付けるもの	3,100		
	移動・移乗支援用具	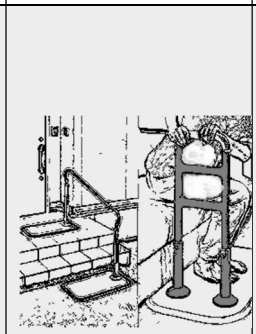	3 歳以上	下肢又は平衡もしくは体幹	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。 (1)　対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2)　転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	60,000	●	○
	特殊便器		小学生以上	上肢２級以上 療育手帳Ａ	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く	151,200	●	

種別	種目		対象年齢	対象者		限度額（円）	難病者（注1）	介護優先（注2）
	火災警報器	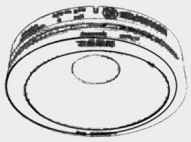	制限なし	身体障害者手帳２級以上(聴覚障害にあっては、障害の等級を問わない。)療育手帳Ａ※1	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザー等で知らせ得るもの	15,500		
	自動消火器	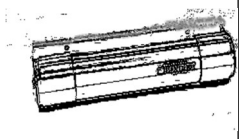	制限なし	身体障害者手帳２級以上療育手帳Ａ※1	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700	●	
	電磁調理器	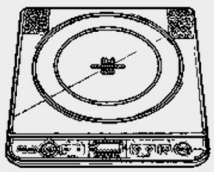	18 歳以上	視覚２級以上療育手帳Ａ※2	対象者が容易に使用し得るもの	41,000		
自立支援用具	歩行時間延長信号機用小型送信機		小学生以上	視覚２級以上	対象者が容易に使用し得るもの	7,000		
	聴覚障害者用屋内信号装置	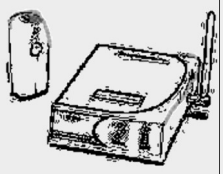	18 歳以上	聴覚２級以上	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。)	87,400		
	聴覚障害者用屋内信号装置（火災警報器用）	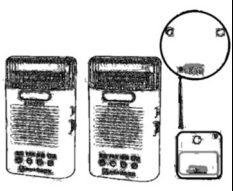	制限なし	視覚２級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）※1	火災警報器の音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	21,600		

種別	種目		対象年齢	対象者		限度額（円）	難病者（注1）	介護優先（注2）
	視覚障害者用音声 IC タグレコーダー	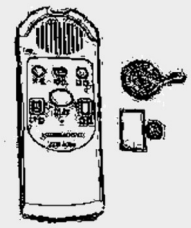	18 歳以上	視覚２級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	リーダー(読取機)を IC チップが内蔵された小さなタグに向けるとあらかじめ録音された説明が聞こえるもの	59,800		
	透析液加温器		3 歳以上	じん臓３級以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500		
仕宅療養等支援用具	ﾈﾌﾞﾗｲｻﾞｰ（吸入器）		3 歳以上	呼吸器３級以上又は同程度	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000	●	
	電気式たん吸引器	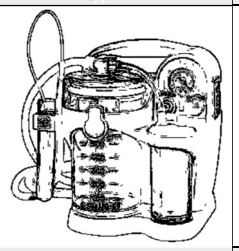	3 歳以上	呼吸器３級以上又は同程度	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400	●	
	吸引器･ﾈﾌﾞﾗｲｻﾞｰ	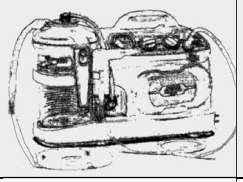	3 歳以上	呼吸器３級以上又は同程度	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	72,450	●	
	動脈血中酸素飽和度測定器（ﾊﾟﾙｽｵｷｼﾒｰﾀｰ）		制限なし	難病患者等、人工呼吸器を装着している方	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	157,500	●	
	酸素ボンベ運搬車		18 歳以上	医療保険で在宅酸素療法を行う方	対象者が容易に使用し得るもの	17,000		

種別	種目		対象年齢	対象者		限度額（円）	難病者（注1）	介護優先（注2）
	盲人用体温計（音声式）		小学生以上	視覚２級以上※2	対象者が容易に使用し得るもの	9,000		
	盲人用体重計	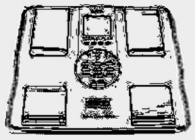	18 歳以上	視覚２級以上※2	対象者が容易に使用し得るもの	18,000		
	視覚障害者用血圧計（音声式）		小学生以上	視覚２級以上※2	対象者が容易に使用し得るもの	15,000		
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置		小学生以上	音声機能若しくは言語機能障がい又は肢体不自由者等であって、発声・発語に著しい障がいを有する方	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	98,800		
	情報・通信支援用具(対象者向けのパソコン周辺機器、アプリケーションソフト等)	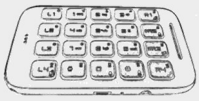	小学生以上	視覚又は上肢２級以上（周辺機器を使用しなければ情報機器の操作が困難である方のみ）	対象者が容易に使用し得るもの。ただし、単品で使用できるものを除く	100,000		
	点字ディスプレイ	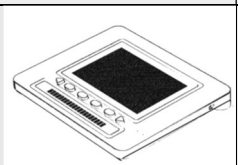	小学生以上	視覚２級以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500		

種別	種目		対象年齢	対象者		限度額（円）	難病者（注1）	介護優先（注2）
	点字器	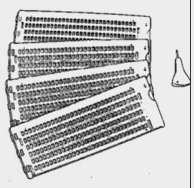	小学生以上	視覚２級以上	①標準型（真ちゅう板） ②標準型(プラスチック製) ③携帯用(アルミニウム製) ④携帯用(プラスチック製)	①10,400 ②6,600 ③7,200 ④1,650		
	点字タイプライター	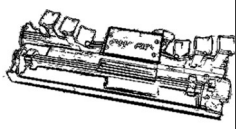	小学生以上	視覚２級以上（本人が就労若しくは就学、又は就労が見込まれている方のみ）	対象者が容易に使用し得るもの	63,100		
	視覚障害者用ﾎﾟｰﾀﾌﾞﾙｺｰﾀﾞｰ		小学生以上	視覚２級以上	(1)　録音再生機 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの (2)　再生専用機 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの	録音再生機: 89,800 再生専用機: 36,750		
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		小学生以上	視覚２級以上	文字情報と同一紙面上に記載された該当文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するものであって、対象者が容易に使用し得るもの	115,000		

種別	種目		対象年齢	対象者		限度額（円）	難病者（注1）	介護優先（注2）
	視覚障害者用拡大読書器	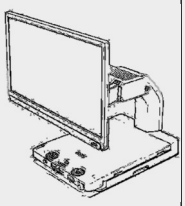	小学生以上	視覚	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000		
	盲人用時計	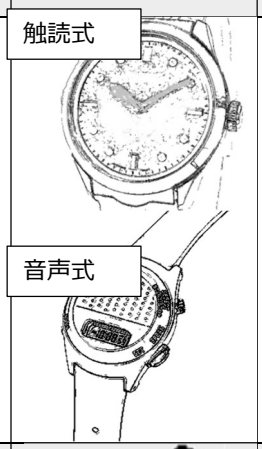	18 歳以上	視覚２級以上	対象者が容易に使用し得るもの	触読式：10,300 音声式：13,300		
	音声色彩判別装置		制限なし	視覚 2 級以上	対象者が容易に使用し得るもの	47,000		
	聴覚障害者通信装置	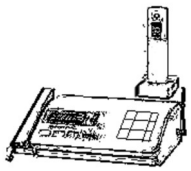	小学生以上	聴覚	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用し得るもの	71,000		
	聴覚障害者用情報受信装置	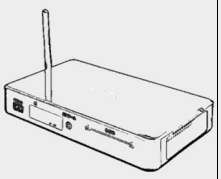	小学生以上	聴覚	字幕及び手話通訳等の聴覚障害者用番組並びテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの	88,900		

種別	種目		対象年齢	対象者		限度額（円）	難病者（注1）	介護優先（注2）
	人工喉頭	笛式 電動式 	3 歳以上	音声、 言語機能 3 級（喉頭摘出者のみ）	(1)　笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの (2)　電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの(電池又は充電器を含む。)	笛式気管カニューレ付: 8,100 笛式 上記以外: 5,000 電動式: 70,100		
	点字図書	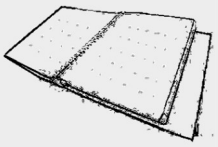	制限なし	視覚	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字により作成された図書	点字図書価格から一般図書価格を差し引いた額		
	人工内耳用電池	空気電池 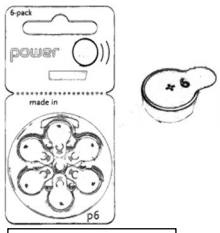 専用充電池 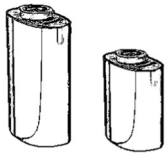 専用充電器 	制限なし	聴覚障がいを有し、人工内耳を装用しているもの	人工内耳装用者が、人工内耳に使用するもの	空気電池 2,000 （月額） 専用 充電池 15,300 専用 充電器 25,200		

種別	種目		対象年齢	対象者		限度額（円）	難病者（注1）	介護優先（注2）
排泄管理支援用具	ストマ用装具（畜便袋）	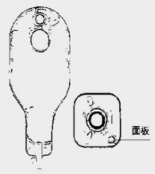	制限なし	直腸（ストマ造設者のみ）	ストマ用品(皮膚の保護、排泄物の漏れ防止、皮膚への装具密着等のために使用する各種用品)であって、対象者が容易に使用し得るもの	8,900		
	ストマ用装具（蓄尿袋）	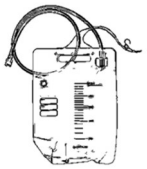	制限なし	膀胱（ストマ造設者のみ）	ストマ用品(皮膚の保護、排泄物の漏れ防止、皮膚への装具密着等のために使用する各種用品)であって、対象者が容易に使用し得るもの	11,700		
	紙おむつ		3 歳以上	膀胱、直腸機能障がい（ストマ用装具の使用が困難である方のみ） 乳幼児期以前の脳病変による運動機能障がいにより、排便排尿の意思表示が困難で、医師の意見書で認められた方。 筋ジストロフィーによる下肢又は体幹機能障害２級以上で、医師の意見書で認められた方。 （ストマとの重複給付はできません）	紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿等の衛生用品であって、対象者が容易に使用し得るもの	12,000		
	収尿器（男性用）		3 歳以上	脊椎損傷等で排尿調節が十分でない方	採尿器と蓄尿器で構成され、尿の逆流防止装置がついているもの	普通型：7,700 簡易型：5,700		

種別	種目		対象年齢	対象者		限度額（円）	難病者（注1）	介護優先（注2）
	収尿器（女性用）	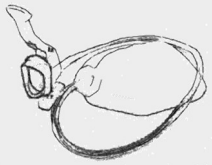	3 歳以上	脊椎損傷等で排尿調節が十分でない方	採尿器と蓄尿器で構成され、尿の逆流防止装置がついているもの	普通型：8,500 簡易型：5,900		

（※１） 火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度の障がい者等の単身世帯及びこれに準ずる世帯のみ
（※２） 視覚障がい者の単身世帯及びこれに準ずる世帯のみ

●住宅改修費の給付

内　容

重度障がい者の在宅生活の支援や、介助者の負担軽減を図るため、住宅改修工事を行う場合、工事費用の一部を給付します。（既存の住宅に限り１回のみ。）上限 20 万円

【申請に必要なもの】
① 給付申請書　窓
② 身体障害者手帳
　難病患者等の方は医師の診断書　窓
③ 印鑑（自署の場合は不要）
④ 住宅改修工事計画書（改修工事箇所を明示した工事図面をいう。）
⑤ 経費見積書
⑥ 改修工事箇所の写真（施工前・後）
⑦ 工事承諾書（対象者と改修する住宅の所有者とが異なる場合）

対象者

次のすべてに該当する方
① 下肢若しくは体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者（移動機能障害に限る）で３級以上（特殊便器への取替えについては、上肢２級以上）の方、又は難病患者の方で下肢・体幹機能に障がいのある方
② 小学生以上の方
③ 介護保険の対象とならない方
※障がい者又はその配偶者のうち、いずれかが市町村税所得割の額が 46 万円以上の場合は、給付対象外となります。（令和７年４月１日から障がい児の所得制限は撤廃されました。）

費用の一部負担

１割、生活保護受給世帯・低所得世帯は無料です。
● 所得区分を判断する際の世帯の範囲は、対象者が障がい者である場合にあっては障がい者本人及びその配偶者、対象者が障がい児である場合にあっては保護者の属する住民基本台帳上の世帯全員の方となります。
● 基準額を超えた部分については、全額本人負担になります。

問合せ

福祉課　TEL 0867-42-1581　FAX 0867-42-1369 又は各振興局

●福祉機器・介護用品の貸出

内　容

在宅で障がい者（児）や寝たきりの方を介護している家族又は本人に対して必要とする福祉機器・介護用品を貸し出しています。また、福祉教育やボランティア活動に対しても、活動に必要な場合に貸し出しています。

【申請に必要なもの】
① 福祉機器借用申請書
② 印鑑

貸出機器

電動ベッド、ギャッジベッド、車いす、高齢者疑似体験用具　など

料　金

無料（ただし、ベッドの貸し出しはマット消毒代として実費をいただきます。）

貸出期間

１年間（高齢者疑似体験用具は１週間）

対象者

市内に住所を有し、在宅で貸出の必要が認められる方
● 介護保険制度や障害者総合支援制度を利用されている方は、制度内の給付や貸出が優先されます。

問合せ

真庭市社会福祉協議会　TEL 0867-42-1005　FAX 0867-42-2263

●介護用品支給事業

内　容　在宅で重度の介護が必要な高齢者を介護している介護者に対し、介護のために直接必要とする介護用品（紙おむつなど）を支給します。
６月と 11 月を基準に年２回支給され、毎回申請が必要です。

支給を受けられる方

介護者要件及び被介護者要件をそれぞれ１つずつ満たしており在宅で介護をしている方が対象
【介護者要件】市内に住所を有し、在宅で介護をしている次のいずれかに該当する人
①市民税非課税世帯の方
②市民税課税世帯に属しその世帯の最も納税額の多い方の前年度における市民税所得割額が 12 万円を超えない方
【被介護者要件】市内に住所を有し、市民税非課税世帯で次のいずれかに該当する人
①要介護度３の認定を受け、介護認定資料の調査票の排尿又は排便の項目に介助又は見守り等に該当
②要介護度４・５の認定を受けている方

問合せ　高齢者支援課　TEL 0867-42-1074　FAX 0867-42-1390 又は各振興局

●身体障害者補助犬育成事業（岡山県事業）

内　容　身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を必要とする方に対し、身体障害者補助犬を貸与します。

問合せ　岡山県障害者社会参加推進センター　TEL 086-223-4562

●盲導犬飼育費の助成

内　容　日常生活の不便をおぎない、安全を確保するために盲導犬を飼育している視覚障がい者の方に、飼育に要する費用の一部を助成します。

対象者　真庭市に住所を有する身体障害者手帳１級の視覚障がい者

助成金額　盲導犬の飼育に要した費用（月額 6,000 円）

問合せ　福祉課　TEL 0867-42-1581　FAX 0867-42-1369

【申請に必要なもの】
① 申請書
② 身体障害者手帳
③ 印鑑
④ 盲導犬使用者証の写し

コミュニケーション支援

●意思疎通支援事業

内　容　聴覚障がい者等とほかの方の意思疎通を支援するために意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）を派遣します。

対象者
① 真庭市に住所を有する聴覚障がい者等
② 真庭市に住所を有する聴覚障がい者等とコミュニケーションを図る必要のある方
③ その他

料　金　無料

問合せ　福祉課　TEL 0867-42-1581　FAX 0867-42-1369
又は各振興局

【申請に必要なもの】
① 申請書　窓

※ 緊急やむをえない場合は FAX やメールなどの方法でも申請ができます。（事後申請をしてください。）
※ 営利目的や政治団体や宗教団体が行う場合は派遣できません。

●手話通訳者設置

内　容　市役所（福祉課）に手話通訳者がいます。聴覚障がい者及び音声・言語障がい者の市役所等業務・相談の通訳をします。相談支援も行います。

窓　口　福祉課　TEL 0867-42-1581　FAX 0867-42-1369

●手話奉仕員養成講座・要約筆記奉仕員養成講座

内　容　聴覚障がい者等とコミュニケーションを図り、社会参加を支援する人材を養成します。

問合せ　福祉課　TEL 0867-42-1581　FAX 0867-42-1369 又は各振興局

●意思疎通支援者養成支援事業

内　容　聴覚障がい者等の意思疎通を支援する意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）を養成するために専門的な研修の受講や資格取得のための試験受験に必要な費用の一部を補助します。

問合せ　福祉課　TEL 0867-42-1581　FAX 0867-42-1369

●障がい者緊急情報配信

内　容　聴覚障がい者など情報伝達にハンディのある方に対して必要な情報を伝え緊急事態の把握や避難の方法の第一報として登録者の携帯電話・スマートフォンにメールを一斉配信します。
あらかじめの登録が必要です。

問合せ　福祉課　TEL 0867-42-1581　FAX 0867-42-1369

●Net119 緊急通報システム

内　容　聴覚や言語に障がいがあり音声による会話が困難な方が、音声によらない 119 番通報ができるサービスです。スマートフォン等を使用します。事前の登録が必要です。

問合せ　福祉課　TEL 0867-42-1581　FAX 0867-42-1369
消防本部予防課　TEL 0867-42-1190　FAX 0867-42-1672

●声のお便り

内　容　真庭市に関する情報や話題等を視覚障がい者や高齢者の方に提供し、より豊かな暮らしをしていただくために、「広報まにわ」「社協だより」の朗読ＣＤの配布をしています。
毎月 10 日発行。

料　金　無料

問合せ　真庭市ボランティア・市民活動センター（真庭市社会福祉協議会本所内）
TEL 0867-42-1005　FAX 0867-42-2263

●盲ろう者向け通訳・介助員養成講座（岡山県事業）

内　容　盲ろう者（目と耳両方に障がいのある方）を理解し、手書き文字、触手話、指点字等のコミュニケーション技術とガイドヘルプ（外出支援）技術を習得する講座です。

問合せ　岡山県障害福祉課　岡山市北区内山下 2-4-6
TEL 086-226-7345　FAX 086-224-6520

●パソコンボランティア派遣事業（岡山県事業）

内　容　岡山県内の障がい者（障害者手帳をお持ちの方）でパソコンを始めたい、勉強したい方を対象に家庭で自分のパソコンを使ってサポートしてほしい方にパソコンボランティアを派遣する事業です。サポート内容は、パソコン操作方法、文字入力、インターネットの使い方、メール送受信方法等です。また、障害者 IT サポートセンターおかやまでは、障がい者の IT 利用促進のため、障がいに合わせた周辺機器やソフトの展示、IT 関連相談及びパソコン教室等を行っています。

料　金　無料

問合せ　障害者 IT サポートセンターおかやま　岡山市北区南方２丁目－13－１（きらめきプラザ）
TEL 086-223-4562　FAX 086-224-4597

●失語症者向け意思疎通支援サービス（岡山県事業）

内　容　失語症により、他者とのコミュニケーションが難しい方に対してコミュニケーションの援助を行います。

問合せ　岡山県言語聴覚士会（倉敷平成病院）TEL 086-427-1111　FAX 086-427-1183

●電話リレーサービス（総務省　公共インフラ）

内　容　聴覚障がい者と聴覚障がい者以外の人との会話を、通訳オペレーターが手話・文字と音声を通訳し電話で双方向につなぎます。

問合せ　電話リレーサービス提供機関：（一財）日本財団電話リレーサービス
TEL 03-6275-0912　FAX03-6275-0913

保育・教育

●障がい児保育

内　容　市内の幼稚園・保育園・認定こども園では、障がい児保育が可能ですが、詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。

問合せ　子育て支援課　TEL 0867-42-1054　FAX 0867-42-1388

●教育相談

内　容　小・中学校への就学、進学にあたって不安があったり、特に配慮を必要としたりする児童・生徒の保護者の相談に応じています。

窓　口　真庭市教育委員会学校教育課　TEL 0867-42-1087　FAX 0867-42-1416

●特別支援学級

内　容　軽度の障がいがあっても、地域の学校で学ぶことができるよう特別支援学級を設置しています。

（令和４年４月現在）

	小学校	中学校
知的障がい	10 校	3 校
自閉症・情緒障がい	6 校	5 校
聴覚障がい	－	1 校

● ただし、設置状況は年度ごとに変わりますので、詳しくはお問い合わせください。

窓　口　真庭市教育委員会学校教育課　TEL 0867-42-1087　FAX 0867-42-1416

●通級指導教室（情緒）

学校名	所在地	TEL 番号	FAX 番号
遷喬小学校	真庭市久世 100	0867-42-0033	0867-42-5543
八束小学校（サテライト教室）	真庭市蒜山下見 1527	0867-66-2015	0867-66-2041
木山小学校（サテライト教室）	真庭市下方 1380	0867-52-0306	0867-52-7418

窓　口　真庭市教育委員会学校教育課　TEL 0867-42-1087　FAX 0867-42-1416

●岡山県の特別支援学校

種別	学校名	所在地	TEL 番号	FAX 番号
視　覚障がい	**県立岡山盲学校**	〒703-8235 岡山市中区原尾島 4-16-53	086-272-3165	086-272-1853
聴　覚障がい	**県立岡山聾学校**	〒703-8217 岡山市中区土田 51	086-279-2127	086-279-8960
肢　体不自由	**県立岡山支援学校**	〒703-8207 岡山市北区祇園 866	086-275-1010	086-275-0029
知　的障がい	**県立岡山西支援学校**	〒700-0951 岡山市北区田中 579	086-243-4535	086-243-4531
	県立岡山南支援学校	〒701-0212 岡山市南区内尾 721-3	086-298-1090	086-298-1092
	県立岡山瀬戸高等支援学校	〒709-0854 岡山市東区瀬戸町江尻 1326	086-952-5633	086-952-5636
	県立倉敷琴浦高等支援学校	〒711-0903 倉敷市児島田の口 1-1-16	086-477-9301	086-477-9303
	県立東備支援学校	〒705-0013 備前市福田 637	0869-66-8501	0869-66-8502
	岡山県健康の森学園支援学校	〒718-0313 新見市哲多町大野 2034-5	0867-96-2995	0867-96-2998
	倉敷市立倉敷支援学校	〒710-0036 倉敷市粒浦 388-1	086-425-4611	086-427-4445
	岡山大学教育学部附属特別支援学校	〒703-8282 岡山市中区平井 3-914	086-277-7431	086-277-7673
知的障が　い	**県立岡山東支援学校**	〒703-8216 岡山市東区宍甘 1018	086-279-3020	086-279-6973
肢体不自　由	**県立倉敷まきび支援学校**	〒710-1301 倉敷市真備町箭田 4682-1	086-697-1233	086-698-2511
	県立西備支援学校	〒714-0071 笠岡市東大戸 5075-1	0865-63-1603	0865-63-1604

種別	学校名		所在地	TEL 番号	FAX 番号
病　弱 肢　体 不自由	**県立早島支援学校**		〒701-0304 都窪郡早島町早島 4063	086-482-2131	086-482-2130
知　的 障がい 肢　体 不自由	**県立 誕生寺支援 学校**	**誕生寺校地**	〒709-3603 久米郡久米南町山ノ城 110-2	0867-28-2321	0867-28-2322
知　的 障がい	**県立 誕生寺支援 学校**	**弓削校地**	〒709-3612 久米郡久米南町上弓削 1657-1	0867-28-2828	0867-28-2823

● 詳しくは、お問い合わせください。

窓　口　岡山県教育庁特別支援教育課　TEL 086-226-7912　FAX 086-224-0612

その他

●医療的ケア児訪問看護レスパイト事業

内　容　在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療保険の適用を超える訪問看護の費用の一部を助成する制度です。医療保険の適用を超える訪問看護に対し、利用料として 30 分 3500 円を上限に助成します。

対象者　以下の条件を満たす医療的ケア児の家族

①0 歳から 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者

②同居の保護者又はその他の家族等により介護を受けて生活している者

③医師の訪問看護指示書により在宅で医療的ケアを受けている者

窓　口　福祉課（発達発育支援センター）TEL　0867-42-1080

【申請に必要なもの】

① 申請書　窓

② 訪問看護指示書の写し

③ 訪問看護契約書の写し又は利用していることがわかる書類

※ 利用回数　年度 48 時間以内（月　4 時間まで）

●日常生活自立支援事業

内　容　高齢者、障がいがある方など判断能力が十分でない方の権利や利益を保護し、地域で自立した生活が送れるように福祉サービス利用の援助と、それに伴う支払いなど、日常的な金銭管理を行うサービスです。

窓　口　真庭市社会福祉協議会　TEL 0867-42-1005　FAX 0867-42-2263

●生活福祉資金貸付制度

内　容　収入が少なく、必要な資金の融資を他から受けることが困難な世帯や、障がい者等のいる世帯に対し、世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図ることを目的として、資金の貸付を行っています。ただし、償還する見込みがある世帯が対象となります。
また、申込み後、審査があります。審査結果によっては貸付できない場合があります。

窓　口　真庭市社会福祉協議会　TEL 0867-42-1005　FAX 0867-42-2263

●郵便等による選挙の投票

内　容　選挙の時に投票所に行くことが困難な方は、郵便等による投票の制度を利用できます。事前の手続きが必要です。

対象者　両下肢・体幹・移動機能障がい１級・２級又は内部障がい・免疫機能障がい１級～３級
代理記載制度：上記に該当する方で、かつ、上肢又は視覚障がい１級の身体障害者手帳をお持ちの方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人による代筆ができます。

窓　口　真庭市選挙管理委員会　TEL 0867-42-1072　FAX 0867-42-1341

●寝具類等洗濯乾燥サービス

内　容

年１回、高齢者・身体障がい者の方で、衛生管理が困難な方の寝具類等のクリーニング費用の一部を助成します。

【助成金額】一人１回 4,500 円（4,500 円を超えた部分は全額自己負担になります）

対象者

次のいずれかに該当する方で、在宅で生活されている方が対象となります。

（施設入所の方は対象とはなりません。）

① 要支援、要介護認定を受けた方で一人暮らしの方
② 要支援、要介護認定を受けた方で、同居する世帯員が 75 歳以上の高齢者のみの場合
③ 身体障害者手帳１級又は２級で一人暮らしの方
④ 身体障害者手帳１級又は２級で、同居する世帯員が 75 歳以上の高齢者のみの場合
⑤ その他の理由で寝具類の衛生管理ができない方
（例：世帯全員が要支援、要介護認定を受けている方）

対象寝具

掛け布団、敷き布団、毛布、こたつ掛け布団、こたつ敷き布団
（１回のサービスにつき各１点）

その他

申請書の提出が必要です。（審査があります）

問合せ

高齢者支援課　TEL 0867-42-1074　FAX 0867-42-1390 又は各振興局

●要援護世帯等除雪支援事業

内　容

自力で除雪することが困難であると認められる高齢者や身体障がい者で構成される世帯に対し、除雪に要した費用の全部又は一部を助成します。

対象者

次のいずれかに該当する方

① 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者のみの世帯
② 75 歳以上の高齢者のみの場合
③ 身体障害者手帳１級～４級までの人のみの世帯
④介護保険制度で要支援１以上の認定を受けている
⑤ ①～④の方のみの世帯

対象範囲

玄関から公的な除雪対象となっている道路まで
居宅の屋根の雪下ろし及び下ろした雪の生活上最小限の処理

問合せ

福祉課　TEL 0867-42-1581　FAX 0867-42-1369 又は各振興局

【申請に必要なもの】
① 領収書等支払のわかる書類
② 印鑑
③ 通帳等振込口座がわかるもの

【助成金額】
除雪費用の２分の１
（生活保護世帯は全額）
年度あたり２万円を上限とします

●ヘルプマーク

内　容　ヘルプマークとは、外見からはわからない援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を受けやすくなるよう作成されたマークです。

対象者　日常生活で配慮や援助を必要としている方（例：義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など）
※障がいの種別・等級・病名などによる条件はありません。
※障害者手帳や介護保険証等を持っていない人でも、援助や配慮を必要とする場合は申請することが可能です。

【申請に必要なもの】
① 申請書　窓
② 本人確認書類（健康保険証、免許証等）

手続き　ご利用を希望する方の申し出により、申請書をご記入いただき、窓口でお渡しいたします。（代理の人でも手続きは可能です）

問合せ　福祉課　TEL 0867-42-1581　FAX 0867-42-1369 又は各振興局

●市営住宅の入居条件の緩和

・入居資格の緩和

内　容　公営住宅の入居資格において、障がいのある方は緩和措置を受けることができます。

対象者		入居資格の緩和の例		
		収入基準額※	収入基準からの控除	入居人数
身体障がい	1～4級	214,000 円	障がいの程度により控除額を定めている	通常同居親族必要 ↓ 単身入居可
精神障がい	1～2級	214,000 円		
	3級	158,000 円		
知的障がい	精神障がいの程度に相当する程度	214,000 円		

※収入基準：公営住宅では、入居する人の所得が基準となる額を超えないように公営住宅法で定められています。通常 158,000 円ですが、障がい等の程度により、214,000 円に緩和されます。
{（入居者・同居者全員の前年所得）－控除額}÷12 か月　の式で求めます。

・抽選会における抽選回数の優遇

内　容　市営原方新住宅（真庭市勝山 1126 番地１）の入居者募集時において応募人数が募集定員を超え、抽選会を開催することとなった場合、身体障がい者手帳１～4 級をお持ちの方は抽選くじを２回引くことができます。

・家賃の減免

内　容　申請により、家賃の減免を受けられることがあります。期間は毎年９月末までとしており、10 月以降も減免を受けようとする場合は、更新の手続きが必要です。
新規申請は随時受け付けています。

・住宅の住み替え

内　容　市営住宅に入居している障がい者の方が、下記のような理由で日常生活が困難になった場合には、他の市営住宅へ住み替えることができます。

対象者　入居中の市営住宅に１年以上居住し、入居資格を有するとともに、次のいずれかに該当する方
① 階段や室内段差の昇降に支障がある場合
② 世帯状況や心身の状況により、現住宅での居住が困難な場合
③ 知的障がい者が作業所への通所が困難な場合
（※医師の診断書等が必要になります。）

問合せ　まちづくり推進課　TEL 0867-42-7781　FAX 0867-42-1988

●岡山県障害者スポーツ大会への参加

内　容　毎年春に岡山県障害者スポーツ大会が開催され、市内から多くの障がい者が参加し、スポーツを楽しんでいます。また、優秀な成績を納めた方は、全国障害者スポーツ大会へ出場できます。

問合せ　岡山県福祉相談センター　障害者スポーツ推進班　TEL 086-235-4075
福祉課　TEL 0867-42-1581　FAX 0867-42-1369 又は各振興局

●真庭地域ふれあいスポーツフェスティバル

内　容　障がいや難病のある人の社会参加とその家族の交流を目的としたスポーツフェスティバルを毎年秋に開催します。真庭地域に在住又は通勤されている方であれば、どなたでも参加できます。

問合せ　福祉課　TEL 0867-42-1581　FAX 0867-42-1369